

千葉市DV防止・支援基本計画策定経緯

DV防止法の制定・改正

○平成13年4月

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定

○平成16年6月…1回目の法改正

- ・DVの概念に「心身に有害な影響を及ぼす言動」が追加
- ・被害者の子どもも保護命令の対象に追加
- ・配偶者暴力相談支援センターの明文化
- ・基本計画策定が都道府県の努力義務に

○平成19年7月…2回目の法改正

- ・保護命令の対象の拡充
- ・基本計画策定が市町村の努力義務に

本市基本計画の策定

平成23年3月に策定された「ちば男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン後期計画）」では、DVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することとされた。

後期計画の「基本目標1」－「施策の方向性1」に基づくものとして、平成24年7月に策定した。

ちば男女共同参画基本計画 （新ハーモニープラン後期計画）

基本目標1 男女平等と人権の尊重

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

施策の方向性に基づき、DV防止・支援体制の更なる推進のため、具体的な方針、取組みをまとめたもの

千葉市DV防止・支援基本計画

※DV防止法に基づく市町村計画

○「配偶者等における暴力に関する調査」

調査期間：H23. 8～9

調査対象：市内20歳以上の男女3,000人

調査方法：アンケート

○「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」

調査期間：H23. 7～10

調査対象：市内高等学校生徒（2校）1,907人

調査方法：アンケート

○「DV被害者実態調査」

調査期間：H23. 8

調査対象：協力を得られた施設入所者20人

調査方法：聞き取り調査

千葉市DV防止・支援基本計画

- 計画期間 平成24年度～平成27年度
 ○基本理念 DVの根絶
 ○計画の体系 4つの基本方針、9つの施策の方向性、33の施策で構成

基本方針	施策の方向性	取組内容
Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進	1 DV防止のための人権教育・啓発の推進	1 子どもの頃からの人権教育の充実 2 若者に向けた啓発の実施 3 DVに対する正しい理解の普及の充実 4 児童虐待とDVに関する啓発の推進
	2 DV防止への調査研究	5 被害者及び加害者対策のあり方についての研究
Ⅱ 相談機能の強化	1 相談窓口の周知の強化	6 市民や関係機関に対する広報の強化 7 外国人に対する相談窓口の周知
	2 相談体制の充実	8 相談者への情報の提供と助言 9 相談員の専門性の向上とケアの充実 10 外国人女性などへの支援の充実 11 被害者ニーズに沿った相談対応 12 男性相談の実施
	3 安全かつ円滑な相談体制の推進	13 行政機関などで行う諸手続きの支援 14 証明書の発行 15 二次被害の防止
Ⅲ 被害者に対する切れ目のない支援の充実	1 一時保護から自立が図られるまで、きめ細やかな支援の充実	16 一時保護に係る県や関係機関との連携 17 民間シェルターへの支援 18 同行支援の充実 19 経済的な支援 20 就労の支援 21 住居の確保に向けた支援 22 転所（園）、転校、就学支援 23 子どもにかかるサービスの情報提供
	2 DV被害者やその子ども達への事後フォローの充実	24 心身回復支援の充実 25 DVのある環境で育った子どもへのケアの充実 26 子育て支援の充実
Ⅳ 連携体制の整備	1 関係機関との連携の強化	27 要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営 28 関係部署との連携強化 29 医療機関との連携 30 千葉県や警察との連携 31 法律相談機関との連携 32 民間団体との連携
	2 DV被害者支援体制強化	33 配偶者暴力相談支援センター（仮称）の設置